

千葉県告示第166号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成31年3月4日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月4日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 高田町117号線	緑区高田町1643番14から 緑区高田町1648番1まで	平成31年3月4日